

## 福島県第二種免許取得等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、運転手不足が深刻化している乗合バス事業者（以下「事業者」という。）における運転手確保を促進し、地域公共交通の維持を図るため、市町村が事業者に対し、事業者が雇用する従業員の第二種免許取得に係る経費等を支援する事業を行う場合において、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。

#### (2) 第二種免許

道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型第二種運転免許をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、市町村とする。

### (補助の対象等)

第4条 この補助金は、補助対象者が事業者に対し、事業者が雇用する従業員の第二種免許取得等の経費について補助するとき、当該補助に要する経費について、補助対象者に対して交付するものとし、補助金の交付対象となる事業、補助対象経費、補助率、補助額、補助対象期間及びその他必要な事項は、別表のとおりとする。ただし、事業者が国、補助対象者を除く市町村等から同一の従業員に対して別に補助金等を受ける場合は、補助対象者は事業者に当該補助金等の額を控除して補助していることを要件とする。

2 補助対象者が支援する事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、かつ、従業員の第二種免許取得等に係る経費を負担する事業者とする。

(1) 福島県内に本社又は営業所があり、福島県内で乗合バスを運行する事業者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない事業者であること。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(3) この補助金は、同一の従業員に対して、1回限りの補助とし、他の事業者の従業員として補助の要件を満たした場合であっても、補助の対象外とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日とする。

2 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書兼実績報告書内訳書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象者の補助金交付要綱等（写）
- (4) 事業者の一般乗合旅客自動車運送事業の許可証（写）
- (5) 第二種免許取得者の運転免許証（写）
- (6) 事業者への支払いを証する書類（写）
- (7) 事業者が従業員の第二種免許取得等に係る経費を負担したことを確認できる書類（写）
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 補助対象者は、第1項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、規則第4条及び前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、そ

の内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第4項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

#### (変更の承認の申請)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県第二種免許取得等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (申請の取り下げ)

第9条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助対象者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

#### (実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条第1項に規定する申請書（第1号様式）と兼用する。

#### (補助金の交付の請求)

第11条 補助対象者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに福島県第二種免許等取得支援事業補助金交付請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し)

第12条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け又は受けようとしたとき
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

#### (補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた補助対象者が、前条の規定による取消しを受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項に規定する取得財産等について、取得財産管理台帳（第4号様式）を備え管理しなければならない。
- 5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助対象者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第16条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助額	補助対象期間
第二種免許取得支援事業	事業者が負担した従業員の第二種免許取得に要する経費（入学金、適正検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料）への補助対象者の補助額。	1 / 2	1人当たりの補助対象経費の額に補助率を乗じて得た金額（千円未満切捨て）。 ただし、上限額は1人当たり250千円とする。	補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月31日までににおける第二種免許の取得に係るもので、かつ当該会計年度中に支出した経費に限る。
運転手確保支援事業	事業者が第二種運転免許を保持している者をバスの運転手として新たに雇用する場合に、その雇用する者に対して就職支度金を支払う経費への補助対象者の補助額。	1 / 2	1人当たりの補助対象経費の額に補助率を乗じて得た金額（千円未満切捨て）。 ただし、上限額は1人当たり250千円とする。	補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月31日までの期間に事業者に新たに就職した者に対する就職支度金に係るもので、かつ当該会計年度中に支出した経費に限る。